

環自野発第2602122号
7 農振第2547号
警察庁丁保発第14号
令和8年2月12日

各都道府県鳥獣行政担当課室長

環境省 自然環境局 野生生物課
鳥獣保護管理室長
農林水産省 農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・農村環境課
鳥獣対策室長
警察庁 生活安全局 保安課長
(公印省略)

鳥獣の捕獲等に従事する者に係る猟銃等の購入に関する財政支援及び猟銃等の取扱い等について（通知）

昨年「クマ被害対策パッケージ」（令和7年11月14日クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定）が取りまとめられ、環境省及び農林水産省は、「現場での捕獲等を担うガバメントハンターなど、自治体においてクマ対策を担う人材について、戦略的な人材育成及び確保を推進することとされ、また、環境省は、「民間においても事業としてクマの捕獲を担えるよう、認定鳥獣捕獲等事業者など高度な捕獲技術を持った専門的な事業者の育成を進めることとされたところです。これを踏まえ、鳥獣の捕獲等の対応を行う地方公共団体の職員及び民間事業者の職員（以下「鳥獣の捕獲等に従事する者」という。）に係る猟銃等の購入に関する財政支援及び猟銃等の取扱い等に関連し、以下のとおり通知しますので、各都道府県の農村振興等の関連部署への共有とともに、貴管内の市区町村に対してもこの旨周知いただきますようお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 猟銃等の購入に関する財政支援について

地方公共団体において、鳥獣の保護及び管理に従事する職員を採用する場合には、当該職員が従事する業務（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく緊急銃猟等）に必要な

装備として購入する猟銃等の経費について、必要な条件を満たした場合、環境省の指定管理鳥獣対策事業交付金の対象としているため、必要に応じ活用されたい。詳細は別添1を参照されたい。

2 猟銃等の物品管理等について

環境省では、緊急銃猟等の業務に従事する地方公共団体の職員が、業務を実施する上で必要であるとして購入する猟銃等について、1のとおり財政支援を行っているところ。

宮城県では、鳥獣の捕獲等の対応を行う担当職員を配置しているところ、当該職員が業務で使用する猟銃については、備品として県の予算で購入しており、県の施設内に整備された保管設備において保管している。当該事例について、別添2のとおり宮城県において情報を整理いただいたため、地方公共団体において、必要に応じ1の財政支援も活用し、猟銃等を購入等する際には、参考にされたい。

3 猟銃等の取扱い等について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号）において、鳥獣の捕獲等に従事する者の確保を妨げる規制は設けられていないところ、これらの者による具体的な猟銃等の取扱い等については、別添3を参考とされたい。この点に関して、各地方公共団体において疑義が生じた場合は、管轄する警察署又は警察本部に相談されたい。